

論 文

越前大野藩における種痘の展開

—遠隔地への出張と経費負担を中心に—

柳沢 美美子*

はじめに

1. 種痘導入期の絶苗と遠隔地へ出張
2. 担い手となった藩医・町医・病院下調役
3. 種痘推進と経費負担をめぐる変更
4. 西方領の種痘館別館と病院医師の活動
 - (1) 別館開館と村医の登用
 - (2) 種痘を等閑にした村役人等の処罰

おわりに

はじめに

1855年（安政2）に鯖江藩で種痘を行っていた土屋得所は、越前国内各藩の種痘への関わりを「福井・丸岡・大野等二ても厚御心配被下候由」¹⁾と述べた。この時期には福井藩のみならず丸岡藩²⁾や大野藩でも種痘に藩が積極的に関わっていたという。また大野郡の鯖江藩領の村々では、遠方にある藩種痘館まで子どもを連れていき種痘を受けさせることは難しかったものの、経済的に余裕のある層は大野城下で種痘を受けることができたとも記している³⁾。このように大野藩は福井藩と並んで積極的に種痘を導入・実施していたことが同時代の記録からも確認できる。

大野藩の種痘については、これまでに『大野町史』第5集（1957年）、岩治勇一『補訂大野藩の洋学』（1984年）、M. エーラス『Give and Take: Poverty and the Status Order in Early Modern Japan』（2018年）、『大野市史』15 通史編上（2019年）などの研究がある。まずその概要を確認しておこう。

蘭学に関心を持っていた大野藩主土井利忠は、天保期から杉田成卿や小関三英を江戸藩邸に招き蘭書を購読・習誦するほどであったという⁴⁾。さらに痘苗が長崎に伝来する直前の1849年（嘉永2）3月に嗣子利知を天然痘で亡くしたことが、早い段階で種痘を奨励する契機となった。この時利忠は手許金を藩医土田竜湾に与え種痘実施の補助とすることを命じ、痘苗入手後には土田竜湾・林雲溪と町医中村岱佐の3人が協議して月替りに自宅で種痘を行った。51年（嘉永4）1月には城下南部の山間地にある本戸村で種痘を行い、その5月には前述の手元金をもとに一番町に施術所を仮設したとされ

* 福井県文書館古文書調査専門員

ている。

こうした種痘導入時の記述のほとんどは、自らも杉田成卿や伊東玄朴に学んだ大野藩士吉田拙蔵⁵⁾が著した藩主利忠の事績「柳陰紀事」⁶⁾に拠るものである。これに福井藩の町医笠原良策（白翁）の往来留⁷⁾と町年寄の用留類からわかる次のような事項を明らかにしたのが岩治勇一であった。

岩治は、林雲溪と中村岱佐が笠原に分苗を申入れ、煙草屋の子どもに種痘を受けさせて帰藩し種痘を開始したこと、1852年（嘉永5）には「順押に毎日五人宛」⁸⁾に種痘を行うこととし、54年（安政元）の「強制種痘を命じた」論達⁹⁾、翌年4月の種痘を行わず子ども2人が天然痘に罹患した親への処罰、57年冬の病院の新設、60年（万延元）6月の天然痘患者への見舞いの際に未種痘児の同伴を禁止する触書を紹介した。岩治はまた種痘や病院の活動に南部良伯・松川忠作・酒井溪齊・大月類庵らの町医が協力したことも明らかにした¹⁰⁾。

これに対して M. エーラスは、大野藩の重商主義的志向が貧困救済における藩と領民の政治的相互作用にもたらした変化を検討する中で、藩主利忠の福祉政策の最も革新的な部分として種痘を取りあげた。そこでは1851年（嘉永4）11月の種痘の無償化、藩の飛び地である西方領（^{にしかた}丹生郡織田村など13か村）での種痘館別館開館の経緯が初めて明らかにされた。西方領の村医小山養寿が笠原や鯖江・府中の種痘社中と関わりなく密かに始めた種痘に対して笠原から抗議があり、その解決のために57年（安政4）になって、いったん小山の種痘を中止させ、陣屋の責任者を解任して改めて小山に鑑定¹¹⁾などの方法を教授することで藩種痘館の別館として位置づけたことが指摘された。エーラスは大野藩の種痘は仁恵 benevolence と強制を織り交ぜて推進されたと評価している¹²⁾。

以上の先行研究から明らかなように、大野藩では痘苗の導入後間もない1851年（嘉永4）に早くも山間部の本戸村で種痘を行っていた。福井藩や鯖江藩の場合、城下から離れた村々への出張種痘は、連続的な種痘が可能になった安政期（1854～60年）に入ってから行われた¹³⁾。いったい大野藩ではなぜ導入後間もないこの時期に遠隔地への種痘を行っていたのだろうか。

さらに大野藩の種痘を検討する上で考慮すべきなのが、青木歳幸、W・ミヒェル 編『天然痘との闘いⅢ 中部日本の種痘』の書評¹⁴⁾で廣川和花が示した近世・近代日本の種痘史研究の3つの論点だろう。すなわち（1）種痘の普及を主導する「主体」の問題、（2）「誰が」種痘の費用を負担するのか、藩主導の場合には謝礼をとらないことに「慈恵」性を見いだすことが妥当なのか、またそこに強制力をともなっていたか、（3）こうした近世段階の地域的な差異が明治維新以降の種痘行政にいかなる連続と断絶を生じさせたか、の3点である。3点めの明治維新以降の連続と断絶の問題は今後の検討に譲り、ここでは種痘普及の「主体」の問題、費用負担のあり様と藩主の「慈恵」性（ここでは取り扱う資料に即して「仁恵」という表記で用いる）、その際の強制力の有無の2点を念頭に検討していくことにしたい。

大野藩の種痘を主導した藩医林雲溪・土田竜湾ら医師の資料群は、これに協力した町医まで含めて現在のところ未発見である。このため、本稿では『大野市史』9 用留編（以下『用留編』と略記、1995年）に依拠しながら、同書が「江戸時代の大野町とその周辺の村々の庶民生活」を概観することを目指す編集方針によって選択対象から除外された大野藩庁の用留¹⁵⁾について検索作業を行った（江戸屋敷や在番先で作成されたものを除く）。これらは藩政全般の監察と人事評価を行う目付が作成し

たものが多く、藩士や領民の褒賞や処罰に関わる事項とともに、藩士が城下外、領外へ滞在する際の届が細かく記載されている。ここから種痘にかかわる人事評価や出張を比較的多く見出すことができた。表は、その藩庁用留の主な事項に『用留編』、その他の資料を加えて大野藩の種痘関連事項を示したものである。

以下、1においては、藩庁用留から確認できる遠隔地へのお出張種痘の対象地域と規模、絶苗後に取られた大野藩の種痘継続策を明らかにする。2では、種痘の中心となる担い手となった藩医、遠隔地や他藩領民への種痘を担った町医、病院担当役人について見ていく。3では、1851年（嘉永4）以降、時々に変更されていった種痘の経費負担のあり様をたどり、4においては西方領での種痘館別館の開設経緯を跡づけ、種痘や病院医師の活動に関連した領民の処罰を検討することを通して、種痘普及のための藩の強制力について考察したい。

1. 種痘導入期の絶苗と遠隔地へのお出張

はじめに述べたように、大野藩の種痘は1850年（嘉永3）3月に藩医林雲溪と町医中村岱佐とが福井城下の笠原良策に依頼し、大野城下から連れて行った子どもに接種してもらって開始された。6月には「御家中之向ニ而多分療治を受候」として藩士の間ではかなり種痘が広まったが、「末々軽キ者」（町人や百姓など身分の低い者）には未だ接種を見合わせている者が多く（表のNo.5の事項を参照、以下表-5と略記）、ついには8月1日切で痘苗が絶えたことが藩に届け出られた¹⁶⁾（表-6）。

しかし、その冬に城下南部の山間地で天然痘が流行した際に、種痘を受けていた者だけが感染しなかったことから、翌51年（嘉永4）1月、本戸村の村役人からの願い出によって医師がお出張し約100人に種痘を行ったという。中村岱佐・林雲溪が笠原良策に宛てた書状では、これによって種痘の効果が実証されて接種希望者が急増し、「唯今ニてハ苗児探索の勞ハ致脱却候」と述べられていた¹⁷⁾。

藩庁用留からは本戸村とともに隣接する黒当戸村への藩医のお出張も確認でき、林（1月19日出発、22日帰着）と土田（26日出発、30日帰着）のお出張日程がわかる（表-7）。積雪期の山間地に痘苗がどのように運ばれたのかは不明であるが、子どもから子どもへの種痘を前提とすれば林・土田とも5日未滿のお出張では6日毎の接種を1回以上行うことは不可能であったと考えられる。それにもかかわらず約100人に接種することができたのは、前後に滞在し協力した医師がいたことが推測される。この点は、2で考察することにした。

こうした本戸村での種痘は、「柳陰紀事」に記されており従来から知られていたが、藩庁用留からは本戸村以外の遠隔地での種痘が複数確認できる。

まず本戸村・黒当戸村へのお出張の翌2月から3月にかけて、西方領に土田と林がお出張していた。この出張はそれぞれ27日間、18日間と比較的長期間におよび、種痘の継続が未だ不安定な時期にあつて西方領へのお出張種痘は、本戸村・黒当戸村と比較しても大規模なものであったといえる。

山間地の天然痘はその後も流行していたようで、1852年（嘉永5）7月には下若生子村から種痘療治の願いが出され（表-18、これに対する藩医の対応は不明）、同年10月には大納村へ滝波元章が種痘にお出張していた（表-19、帰着日不明）。また銅山があった面谷（箱ヶ瀬村枝村）へは、54年（安政元）5月から6月にかけて滝波元章と土田竜湾がそれぞれ4日間と5日間お出張していたことがわかる

(表-28・29)。滝波は、出張先は不明であるが翌年4月にも種痘のために遠方に居たため、朱印拝見を欠席していた(表-35)。

このように遠隔地への出張種痘を行っても嘉永期では依然として接種希望者は集まりにくかったようで細々と種痘を継続していたものの、途中1851年(嘉永4)11月には再び絶苗してしまった(表-14)。

この絶苗が藩に種痘継続のための方策を見直す契機となったと考えられる。このことを触書の内容に即してみよう。

一、於御列座左之通志津^(中村志津摩、用人)摩殿及口達候様被仰聞、夫々江相達

兼而被仰出有之候種痘之義、以来は御施薬ニ被成下、聊謝義之心配ニ不及候間、疱瘡不致者は一統林雲溪・土田玄意江申込種痘可致候、尤格別厚キ思召を以被仰出候義不漏様寄々可被咄置候
亥(嘉永4)十一月 (表-13)

すなわち2度の絶苗を経験した後、大野藩は林・土田・中村の3人に対し種痘を「施薬」とするとしたのである。「施薬」とは謝礼を受けずに施術を行う無償の種痘を指している。

種痘之儀者阿蘭陀より伝来の良法にて、阿蘭陀ニ而者三拾年来此良法にて自然痘致候者ハ一切無之様相成候故、人損シ無之年々人民多く相成候趣書物にも相見へ候(中略)、兎角末々之者ハ愚昧ニして其法を疑ひ或片輪にして不致信用ニ付、療治人少く七月切ニ而右種廢疾致し暫相止候処、十一月に至り又候福井表より種を求夫の只今迄幸に細く不絶候得共、此節に至り又々絶候様に相成候趣達御殘念被思召、此度者不絶様ニ取斗ひ御領内之人民右之患を免れ候様致候得との御内意ニ付、此間中未疱瘡不致子供を調べ出候事ニ候(中略)、尚又此度御仁恵を以右三人之医師へ御施行療治被仰付候間、聊謝礼等無心配療治を請可申候(中略)、

亥十一月 役所 (表-14)

謝礼の無償化(「施薬」「施行療治」とともに、今後は絶苗することのないよう取計らい「御領内之人民右之患を免れ候様」との藩主利忠の内意(大野藩の触書では「仁恵」と表記されている)を受けて、城下町内で天然痘に罹ったことがない子どもの調査を行うこととし、その結果が378名余であったことがわかる(表-12)。

未痘児の調査を受け、大野城下の12町に計画的に接種が割り当てられたのは、翌年(嘉永5)4月になってからであった(表-16)。種痘の謝礼を無償化した後であっても依然大野城下では接種希望者は少なかったため、林らが示した「町順押」、すなわち町組に対して順番に人数を割り当てる方法で種痘を行うことについて、町庄屋を集めた会合で「当役慮限(了簡)を以」、すなわち月番町年寄加藤九左衛門の判断で4月29日から5人ずつほど、町順に種痘を行うことを申し聞せたことある。

以上のように大野藩では、福井藩や鯖江藩では安政期から遠隔地への出張種痘を開始したのに対し、種痘導入から間もない嘉永期に遠隔地の村々に対して種痘を精力的に行っていたことが注目される。それは、遠隔地を含む領内の人民が天然痘の患から免れるようにという藩主利忠の意向(「仁恵」)を反映したものであったと同時に、城下とその近郊で種痘希望者がなかなか増えない状況の裏返しでもあったのではないだろうか。

2. 担い手となった藩医・町医・病院下調役

さて、安政期以降の種痘の展開を考察する前に大野藩の種痘の担い手について見ておこう。前述したように藩医の中で導入当初から種痘に関わったのは、林雲溪・土田竜湾と後に藩医に登用される中村岱佐であった。林ら3名は病院開館に先立つ1857年（安政4）末に内山七郎右衛門（年寄役、蝦夷地用掛）・渡辺順八郎（給人格、藩校明倫館教授）とともに種痘草創以来の不容易の丹誠を褒賞されていた（表-61・62）。

林雲溪（実名為子）は蘭方の藩医で、1846年（弘化3）以前に緒方洪庵に入門¹⁸⁾、翌年（弘化4）に広瀬元恭に、54年（安政元）には伊東玄朴に入門¹⁹⁾していた。同年初めには匙医に任ぜられた²⁰⁾が、父雲端の家督（70石）を継いだのは55年（安政2）のことであった（表-39）。種痘に関わった藩医の中で最も家格が高く、福井城下で種痘を受けた者が天然痘に感染したとする風聞への対応（表-17）や、後述するように西方領での種痘館別館の開設のために福井や府中の社中との調整²¹⁾（表-53・54）を行っていたことから、1857年冬の病院開館までの大野藩の種痘を主導したのは林雲溪であったといってもいいだろう。なお、2度の絶苗後の1852年（嘉永5）3月には、林が医学上の質問と書籍の調達のために京坂の広瀬元恭・緒方洪庵のもとへ出向いていた（表-15）。

土田竜湾（?-1888、玄意、実名質）は、勝山藩士波多野氏の出身で、1838年（天保9）に養父玄碩の跡目（3人口）を継いだ。林と同様に1846年（弘化3）以前に緒方洪庵に入門²²⁾し、同時期には高良斎・杉田成卿にも学んだとされる²³⁾。また川本幸民の門人でもあった²⁴⁾。54年（安政元）蘭学世話役、57年に高井玄俊とともに医学館世話役となり、60年（万延元）にはやはり高井とともに病院惣督となった（表-31・58・81）。

これに対して種痘導入時に町医として関わり、その後藩医に登用された中村岱佐（?-1861）の経歴は特異といえるかもしれない。中村は商家の出身であったが、叔母が土田竜湾の養母であったことから、京都で修行し勝山で医者を開業した。その後大野藩で開始された種痘に協力して大野に移り、1853年（嘉永6）に藩医（3人口）に召し抱えられた。土田竜湾と同様に川本幸民の門人であった²⁵⁾。55年（安政2）には内命を受けて長崎へ派遣され（10月帰着）²⁶⁾、その後林雲溪とともに蘭学世話役となった。56年と翌年の大野藩が実施した蝦夷地探索にも同行したことが評価されて58年には匙医、60年（万延元）には医師格に登用されたが、翌61年（文久元）1月に死去している²⁷⁾（表-37・41・65・92・94）。

種痘導入時に中心となったのは以上の3名であったが、藩医滝波元章（章介、?-1863）も1852年（嘉永5）の大納村、54年（安政元）の面谷、出張場所は不明だが55年の遠在への種痘にも関わっており、林ら3名とともに比較的早い時期から種痘に尽力した。57年（安政4）になってから緒方洪庵に入門し、60年（万延元）には江戸へ医術修行に出るが、病気のため半年ほどで帰藩し63年（文久3）に死去した（表-19・28・35・52・74・108）²⁸⁾。

1854年（安政元）4月から種痘日に藩医はすべて出席することが定められたため、これ以降はすべての藩医が種痘に関わるようになった（表-24）。幕末の分限帳が残っていないため、大野藩の藩医の構成や人数はわからないが、藩庁用留から1855年（安政2）で在国の藩医は、長岡柳宅・平泉養徳・林雲溪・高井玄俊・篠島道忠・土田竜湾・中井玄仙・滝波元章・笹島清庵、68年（明治元）に前藩主

利忠の臨終に関わったのは、高井玄俊・林雲溪・篠島道忠・蒲生元礼・平泉泰造・中井玄仙・森田宗英・笹島清庵・滝波宗元であり、安政期以降の在国藩医は9名であった（表-36・120）。

一方、城下の町医は種痘にどのように関わっていたのだろうか。藩庁用留からは種痘導入後6年を経過した1856年（安政3）になって、松川忠作・青山良平・大島南溪が種痘館草創以来、無給で協力したことによって、以下のように一代限り帯刀御免等を許されたことがわかる。

其方儀、種痘館御草創以来無給之身を以格別心を用出精相勤、殊ニ谷々回在等迄致、不容易心配骨折奇特之事ニ候、仍之而為御褒美一代帯刀被成御免候、猶不怠出精可致候

松川忠作・青山良平 (表-45)

其方儀、種痘館御草創以来無給之身を以格別心を用出精相勤、殊ニ谷々回在等迄致し、其上産医功者ニ出来之趣相聞、重々奇特事ニ候、仍之而為御褒美御目見医師被仰付、一代帯刀高足被成御免候、尚不怠可致出精候

大島南溪 (表-46)

「谷々回在」という表現から、松川・青山・大島の3名はとりわけ遠隔地の種痘に深く関わっていたと考えられる。大野藩領で一般に「谷」とは、「南山中」と呼ばれる西谷地域、穴馬地域、五箇地域、「三谷」と称されることもある羽生・芦見・味見地域を指すが、この中で出張種痘の実施が確認できたのは西谷・穴馬のみである。

「種痘館御草創以来」とは、51年（嘉永4）春の一番町に仮設された種痘の施術所を指すと考えられるが、前述したように同年1月に実施された本戸村での種痘が、林ら藩医2名の短期出張だけでは実現できない100人という規模だったことを考えると、それ以前から彼ら町医の関わりがあったのかもしれない。さらにこの3名は、62年（文久2）にも種痘館での功績が評価されて、松川には半人口加増、青山・大島に南部良伯を加えた3名には1人口の扶持が下されており、その後も継続して種痘に関わっていたと見てよい（表-99）。

このうち松川忠作は、1857年（安政4）末の病院の製薬等にかかわり、いち早く61年（文久元）に褒賞として扶持1人口を下されていた（表-95）。また南部良伯が、これ以前の60年（万延元）に褒賞を受けた理由が「別して当春以来他領種痘人数多の所、一際骨折奇特」（表-89）であったことから、大野藩が他藩領民への種痘も積極的に行っていたことがわかり、冒頭で紹介した鯖江藩医土屋得所の記録が裏付けられる。

大島南溪は、1862年（文久2）に産科術出精奇特とのことで「無格徒士並取扱」²⁹⁾とされ、64年（元治元）には西方領の別館医師小山養寿の病気に対応して、種痘のため同所へ出張していた。67年になって小算格で藩士とされた（表-110・119）。

さらに慶応期に入ってから病院や遠隔地の種痘に度々かかわった町医に酒井溪斎・大月類庵がいた。これによって酒井・大月は1867年（慶応3）から御目見医師とされている（表-117）。

藩医・町医以外に大野藩では、種痘館世話方（松田庄右衛門・宮広又吉）の商人および病院下調役などの下級役人（野尻藤四郎・島田留吉・川端左右造）が種痘に関わっていたことは注目すべきである（表-63・82・86・88・107）。松田庄右衛門・宮広（屋）又吉は藩からの御頼金に応じるような城下の主だった商人であった³⁰⁾。

兼勤ではありながら病院の運営に尽力した藩士野尻藤四郎³¹⁾（金4両2分、2人扶持）は、1861年（文久元）10月に北蝦夷（樺太）で乗り組んだ船が破船した際の事故で死亡した³²⁾。野尻は中村岱佐と同様に藩に重用され、藩の北蝦夷開拓にも関わった人物のひとりであった。また島田留吉は病院開設以来抜群の働きがあったとして、60年（万延元）に足軽格とされた。63年（文久3）に病院下調役となり「内用筋深出精」³³⁾のあった川端左右造は、京都で医術修行して65年（慶応元）には調薬³⁴⁾と医師として治療を行うことが許された（表-114）。彼らに関わった病院の活動の一端については、4で考察したい。

3. 種痘推進と経費負担をめぐる変更

1で述べたように、大野藩では1851年（嘉永4）11月に謝礼を受取らない種痘の「施行療治」が命じられたものの、その方針がその後も一貫していたわけではなかった。藩の財政状況等に応じて経費負担の方針が時々に変更されていったのも大野藩の種痘の特徴であった。

すなわち、1854年（安政元）1月には以下のような触書によって無償の種痘は前年いっばいで打ち切られ、各々で謝礼（「薬礼」）を支払うこととされた。無償の種痘は極々困窮層にのみに残された。

一、種痘御施薬之儀、御上様ニも格別御物入ニ付、御施薬之儀者昨年切ニて御止被遊候、尤種痘之儀ハ御止無之候間、以来者致度もの銘々薬礼の挨拶可致、且種痘之处御思召に者別段種痘館御建被遊候て成とも、相すたらず候様に被思召候位ニ有之候へば、一統其趣相心得候様、夫とも極々困窮にて自力ニも難及ものども願出候は、又々申出候様被仰聞候、此段一統へ相触候様申渡候
（表-22）

ここでいう「格別御物入」とは、前年のペリー来航をきっかけとして以前から採用していた西洋流の軍制を正式に論達し、このための軍備拡張に多額の経費を必要としたことが考えられる³⁵⁾。『海上砲術全書』などの翻訳・出版事業もこの時期に開始され、林雲溪・土田竜湾は翻訳にも関わることになった（表-21）³⁶⁾。

ただ1854年（安政元）1月から種痘を有償化したからといって、藩の種痘推進の方針が後退したわけではなかった。むしろその4月には、藩医は一統種痘日ごとに出席することとして、種痘担当をすべての藩医に拡大した（表-24）。また同時期に藩主利忠の「仁恵」であるとして、「幼児タルモノ必ス種痘セサルヲ得サラシムル」としてその命令に違う者は「嚴重ノ懲罰」を加えると、強い論調の論達（表-25）が示されていた。このことは、有償であってもなお接種を拡大できるよう藩主の「仁恵」に基づく種痘であることがより強調されることになったということだろうか。

このようにいったん有償化された種痘は、1857年（安政4）8月になって再び無償化された。しかし、その対象には留保があり経済的に可能な層には自己負担を求めるものだった。

一、（安政4年）八月十九日、御用有之候ニ付会所江罷出候所、町方庄屋・組頭不残罷出、御月番井村様被仰渡候者、種痘之儀是迄丸薬相用ひ候得共、只今マ而医者多ク手懸ケ候而試候義候間、已来丸薬相止申御施料被成下候間、左様相心得候様御書付御読被成候

付、御施料と申候得共、身元相応之者者不限多少謝義可致候、尤ケ様申候と而献上金可致様ニ相成候而者、（却）返而御上深キ思召ニも相触候間、其段得ト心得違無之様可致候
（表-55）

下線の「丸薬」については、種痘で粒状あるいは球状の薬を用いることは考えにくく、「是迄丸薬相用ひ候」の意味あいがよくわからない。あるいは「分割した一部ではなく、全部」という意味で、各々が薬札をすべて支払ってきたそれまでの状況を指すと読むことができるかもしれない。いずれにせよ、今後の変更点として「施料」にするというのは、「施薬」「施行」と同じ意味で種痘の被接種者から謝礼をとらず無償とすることを意味しているのとって間違いないだろう。さらに「付」以下で、「施料」とはいえ、相応の経済状態にある者は多少に限らず謝礼を支払うべきであるとした点で、すべての階層の種痘を無償に戻したわけではなかった。

この触書以降に実際にどれほどの階層の種痘が無償とされたかは、不明である。謝礼を支払った事例としては、横枕村野尻源右衛門の例が見いだせる。野尻家は中世土豪の系譜をもつ豪農で1732年（享保17）の大庄屋制実施以来たびたび大庄屋を務めており、明らかに上層の百姓であった。1860年（万延元）2月1日に病院で、前年10月に出生した男子³⁷⁾に種痘を受けさせ、謝礼として銀札7匁を進上したことが記されている。一度では善感せず植え直しをへて、同月15日に接種証明書と見られる書付を受け取った。鑑定と経過観察を怠らない大野藩の病院での丁寧な種痘の経過が読みとれる被接種者側の記録である。

(万延元年)
二月朔日、種痘日故当家末男滝波鐘太郎連往、於病院種痘致賞候処一ツ種り、右ニ付又候八日種直候得共種り不申、依之十五日又病院江連往き申候而見賞候処、疱瘡相済候趣書付被下候、為謝礼銀札七匁進上申上候、依之十七日湯懸、御宮様へ参詣、家内祝之式いたし申候（表-83）

4. 西方領の種痘館別館と病院医師の活動

(1) 別館開館と村医の登用

種痘を再び無償とする触書が出された1857年（安政4）は、その閏5月に西方領に種痘館別館が開設された年でもあった。その年末に病院開設の触書も出されており、大野藩の種痘において画期となった年であった。まず別館の開館から見ていこう。

藩庁用留は、林雲溪が閏5月11日から16日まで西方領と府中に出張したことのみを記している。笠原良策の往来留によると、この出張は別館開館のために福井藩や府中の種痘社中との調整を目的としたものであったことがわかる（表-53・54）。

この別館の運営を任されたのは、鯖江藩領の村医が行った種痘から密かに痘苗を得て種痘をしていると批判されていた大野藩領織田村の村医小山養寿であった。小山養寿が種痘を行っていることは、1853年（嘉永6）には風聞として笠原のもとに届いており、笠原は大野藩領内の無秩序な種痘を取り締まるよう中村と林に依頼したが、これに対応する大野側の積極的な動きはなかったようだ³⁸⁾。

その後安政期に入ると、「箱入の痘苗」を用いて（痘痂を箱に入れて持ち運び）種痘を行い「剥種後の診察も等閑ニ打捨置」ている鯖江藩領糸生村の村医内藤道逸の事例³⁹⁾、本保領徳間村（上真柄村枝村）で種痘を行っている千葉齡三の事例、本保領の医師と府中の生駒耕雲が海岸部や遠在を巡回し種痘をしている事例⁴⁰⁾が笠原のもとに報告されていた。これらと織田村の小山養寿の事例をあわせると、福井・府中・鯖江での種痘が安定して行えるようになった安政期には、これらの除痘館・種痘館に容易にアクセスできない遠方の村々で種痘を希望する者が少なくなかったことがわかる。

こうした背景もあったためか、1857年（安政4）閏5月になって林雲溪は西方領織田村と福井・府中へ出向き、西方領の留守居番を退役させ、種痘もいったん中止させるかたちをとって、笠原にこれまでの不調法を謝罪した。そのうえで大野から改めて閏5月7日に伝苗し、これを林が13日に織田村に出向いて見分し、小山には鑑定その他の方法を十分教授することで織田村に種痘館別館を開設したい旨を説明したという⁴¹⁾。

この別館では翌年9月に西方領で天然痘が流行した際に大野へ医師の派遣を要請し、林雲溪・土田竜湾がそれぞれ2週間ほど滞在して種痘を実施していた（表-78・79・80）。また小山養寿の病気で種痘に差支えが生じた1864年（元治元）には、病院医師の大島南溪が種痘のために出張しており、本館と連携した活動が確認できる（表-109・110）。

（2）種痘を等閑にした村役人等の処罰

さらに1857年（安政4）末には、年明け1月3日から「病院」が開設されることが下記のように触れられた。これは家臣や町在の領民を治療し種痘も行った医療施設で、「済生館」「済生病院」とも称された。なお、この病院は廃藩時の中断をへて81年（明治14）には福井県立大野病院、翌年に公立大野病院となり⁴²⁾、その後大野町と大野郡内の120か村連合の公立病院として84年頃まで引き継がれた⁴³⁾。

御奉行江

今度病院御建立来正月三日より御開ニ相成候ニ付、別紙面之通被仰出候間不洩様可被相触候、

^(安政4年)
巳十二月

今度病院御建立之儀者、兼而被仰出候通上下一躰之思召にて、御家中者勿論町在之末々ニ至迄病氣之節、誰壺人たり共療治違ニ而非命之死無之様被成遣度との御主意ニ付、病院之医師共江者平日専医術を研窮致し、療治臨而者病者之為最丹誠を尽し毛頭我意を不立直ニ助力致合、療治無残所精密ニ行届、右之御主意ニ相叶候様可致旨精々被仰渡候事ニ候、右躰厚き御仁恵之御取斗ニ候得者何茂難有奉存、此後病難有之候もの者上下之差別なく病院へ申出療治申受候様可致事ニ候、

（中略）

巳十二月

追加

- （1）一、是迄薬店或者素人又者他所より入込候不慎之医師共より猥ニ調合薬差出候へ共、以来者一切御制禁ニ被仰出候、（以下略）
- （2）一、是迄医師之名目ニ而年来療治致し来候者といへ共、向後於ハ病院試之上ならでハ療治相許し申間敷事、
- （3）一、薬店等之調合薬御制禁ニ相成差支候者者、病院へ申出次第^{シン}診察ヲ遂げ相当之薬差出し可申候、尤も容躰斗申出候とも是亦相応之薬差遣可申事、
- （4）一、（中略、今後病院において追々製薬、一統へ差向るべきこと）
- （5）一、極貧究之者療治申受薬代^{タツ}調達致兼候ハ、夫々手次之役筋へ願出可申、其節ハ篤与御札し之上弥貧窮者ニ候へ者御施薬ニ被成下候事、
- （6）一、病院之医師者毎日朝五ツ時より四ツ半時迄相詰居候間、療治申受度者者右之刻限ニ罷

在可申事、(以下略)

- (7) 一、(中略、患者は望みの医者指名できる)
- (8) 一、(中略、他領の者は当所の親類・知人が付添えば治療を受けられる)
- (9) 一、御領分之医師ハ勿論他領之医者といへ共、病院医師之弟子と相成病院へ罷出度願出候ハ、評義之上慥成者ニ候へ者相許し可申事、
- (10) 一、(中略、病院規定の詳細は、遠慮なく病院へ問合せるべきこと)
- (11) 一、元来愚不肖之者ハ肝要之御主意も容易ニ得心出来不申、且亦医師之巧拙、売薬之真偽等一向不相弁、猥ニ俗医偽薬を信じ自身と死を招く類ひも不少、此義者如何ニも可憐事ニ候間左様之者へ者役筋より精々相諭し、其上ニも不承知之もの有之候ハ、急度相届ケ可申候、万一等閑ニ致置候ハ、役筋之越度たるへく事、(以下略)

巳十二月

(表-59、冒頭の番号は筆者が便宜的に付した)

この触書の2か月後には、病院薬代の謝礼は「銘々の志次第」で病院へ差出すこと等が達せられた(表-66)。

病院開設の主眼は、「追加」11項目の最後に改めて繰り返される藩主利忠の主意であると見ていいだろう。つまり「医師之巧拙、売薬之真偽等一向不相弁、猥ニ俗医偽薬を信じ自身と死を招く」領民を「役筋より精々相諭」すために、病院が診療と調薬を行うことであったと考えられる。

このように「俗医偽薬」を信じる領民を諭す役割を担った病院では、「追加」(2)の従来からの医者への試験については、佐賀藩の医業免札制⁴⁴⁾のようなかたちではほとんど実施できなかったのではないだろうか。藩庁用留には、これに関連した領内遠隔地からの医師の城下への出入りや免許の記載は見あたらない⁴⁵⁾。

病院の活動実態はほとんどわからないが、触書や医者等への処罰の事例から、その一端を知ることができる。たとえば、全国的にコレラが流行した1858年(安政5)9月、領内で発病した場合には早々に病院に届出ることが触れられ、翌年8月には病院が調薬した対処薬(「回天散」)の販売や医者がいない山間部・海岸部での応急手当法が布達された(表-72・76・77)。継嗣の捨次郎(後の利恒)も感染した⁴⁶⁾62年(文久2)8月の麻疹の流行時には、病院が領内に配布する養生書を作成しており、感染症流行時の病院の動きがわかる(表-100)。

さらに文久期に入ると種痘を等閑にしたという理由で処罰される庄屋や道場主の例が散見されるようになる。まず1859年(安政6)7月に出された触書では病院設立の趣旨を徹底させるとともに、種痘に関してとりわけ心得違いがある地域として羽生谷と「平地在方」(大野盆地平野部の村々⁴⁷⁾)が名指して指摘された(表-75)⁴⁸⁾。

羽生谷は、前述した「三谷」のひとつで大野盆地の西側にある飯降山から西流して足羽川に合流する羽生川の河谷に沿った地域であるが、翌年になって実際に村役人が処罰されたのは、その北側、芦見谷の皿谷村・芦見中村・所谷村と大野盆地の東南、荒島岳西麓に位置する佐開村の庄屋ら5名であった(表-97・102)。かれらは種痘館からの達書をおざなりにした、不束のことを申し述べた、種痘日当日になって5人ともが欠席したといった理由で「遠慮」「急度叱り」「叱り」などの処罰を受けた。さらに種痘を等閑にした家臣の処罰(「差扣」)が慶応期に入ってから1件見える(表-113)。

1862年（文久2）9月に「遠慮」となった大野盆地北西の尾永見村道場は、みだりに療治売薬を行い、病院医師を誹謗したことが理由である。ここでの道場は寺格を持たずに村内で浄土真宗の集まりを行なう場であった。10月には治療が不実で病院医師の再応の助言に承服しなかったとして橘俊斎という医者が同様に「遠慮」となった（表-103・104）。この二つの事例は病院医師の活動に関わる処罰であり、病院医師の活動が次第に城下から周辺部に及びはじめたと考えられる。尾永見村の道場主については、この後他所の僧を留め置いたこと等が重なって1866年（慶応2）12月に「村払」というこれまで見てきた中で最も重い処罰をうけることになった（表-115）。

大野藩の種痘関連の処罰は、子どもに種痘を受けさせなかった親が処罰された1855年（安政2）の事例（表-33・34）が従来知られてきた。表には示さなかったが、『用留編』には翌年に種痘館前の掛札を子どもが悪戯して消してしまったという微笑ましい事例（処罰なし）も掲載されている⁴⁹。

病院が開設されて以降ではその処罰の対象は庄屋などの村役人や家臣にも及んだが、その数は1865年（慶応元）までを通してわずか8名で、その処罰も「遠慮」「叱り」という軽い謹慎程度だった。病院医師に対しては、その助言に従わなかった従来医に対する処罰が1例、病院医師を誹謗したとして処罰された道場の例を加えても2例であった。

1854年（安政元）以降の大野藩の種痘を「強制種痘」とする評価がこれまで岩治勇一や『大野市史』通史編によってなされてきたが、触書上で「嚴重ノ懲罰」といった強い表現が用いられたからといって、それが実行されたとみることはできない。実際に処罰を受けた事例を検討すると大野藩の種痘は広範な領民に対して強制力をともなって実施されたものではなかったと見るべきだろう。

おわりに

本稿では、藩庁用留と『用留編』を手がかりに大野藩の種痘の展開を跡づけてきた。大野藩では、種痘導入後間もない時期から城下から離れた山間部や西方領へ精力的に種痘を行っていたが、これは領民が天然痘の患から免れるようにという藩主土井利忠の意向（「仁恵」）を反映したものであったと同時に、城下とその近郊において種痘希望者が容易には増えない状況を反映したのもであった。

導入当初の種痘を担ったのは、藩医林雲溪・土田竜湾と町医中村岱佐（のちに藩医に登用）で滝波元章もこれを支えた。山間部を回って種痘に従事したのはいずれも町医の松川忠作・青山良平・大島南溪で、南部良伯は1860年（万延元）の他藩領民への種痘に尽力した。こうした藩医・町医以外に、種痘館世話方の商人、病院下調役の下級役人が種痘に関わっていたことは注目すべきである。

2度の絶苗を経験した1851年（嘉永4）には、大野藩は種痘継続のために謝礼を受取らない種痘の無償化を行った。この方針はその後たびたび変更され、54年（安政元）の年頭には財政難を理由に無償の種痘を前年いっばいで打ち切り有償とした。しかし、これによって種痘推進の方針が変更されたわけではなく、むしろ種痘への関与は藩医全体に拡大され、種痘を怠った者には「嚴重ノ懲罰」を加えるという強い論調の論達が出され、藩主の「仁恵」が強調されることになった。その後、57年（安政4）になって種痘は再び無償化されたが、その対象には制限があり経済的に可能な層には自己負担を求めるものだった。このように大野藩では、種痘の経費負担をめぐる幾度か変更が行われたが、種痘推進の方針は一貫して揺るがなかったといえる。

同じ1857年（安政4）には、西方領に種痘館別館が開設され、年末には病院が開設された。越前国内では福井・府中・鯖江で種痘が安定して行えるようになった安政期には、これらの除痘館・種痘館に容易にアクセスできない遠方の村々で種痘への需要が高まっていたと考えられる。こうした時期に大野藩では林雲溪が西方領の織田村と福井・府中へ出向き、福井の笠原良策にこれまでの不調法を謝罪した上で、村医小山養寿には鑑定その他の方法を十分教授することで織田村に種痘館別館を開設していた。この別館の継続は、その後も確認できる。

大野藩の病院では種痘も行っていたが、その活動実態はほとんどわからない。ただ全国的にコレラが流行した1858年（安政5）や麻疹が流行した62年（文久2）には、対処薬の販売や応急手当法、養生書の配布等の感染症対策を行っていた。

大野藩の種痘関連の処罰は、従来知られてきた親の処罰事例に加えその対象は村役人や家臣にも及んだが、その数は少なく処罰の程度も比較的軽いものであった。触書上では「嚴重ノ懲罰」といった強い表現が用いられていたが、大野藩の種痘は広範な領民に対して強制力をともなって実施されたものではなかったと見るべきである。

〔付記〕 本稿の作成にあたり、本川幹男氏、廣川和花氏に御教示いただいた。

表 大野藩における種痘関連事項

NO.	西暦年	(和暦年) 月日	事 項	典拠
1	1849	(嘉永2) 7月28日	土田玄意(竜湾)、医術修行のため江戸・大坂表へ差出さる	「御用留」I0038-01256
2	1849	(嘉永2) 11月23日	林雲溪、出京中	「御用留」I0038-01256
3	1850	(嘉永3) 2月	(大坂の除痘館から林雲溪へ分苗)	『大坂の除痘館』改訂・増補 第2版 2013年
4	1850	(嘉永3) 3月21日	20日中村岱佐・林雲溪が福井藩の町医笠原良策へ分苗を申し入れ、翌21日煙草屋の小児に種痘して帰藩し、順次種痘を広めた	『白神記-白神用往来留』
5	1850	(嘉永3) 6月6日	「種痘瘡之義、墓々敷療治を請候者無之、既ニ種茂尽果候而療法も相捨り候哉之趣御医師林雲溪・土田玄意申出候ニ付、御家中之向ニ而多分療治を受候得共、末々軽キ者ニ到候而者見合居候者も多有之趣ニ付(中略)支配有之向々江無急度相達候様」	「御用留」I0038-01258
6	1850	(嘉永3) 8月11日	林雲溪、8月1日切絶苗を届け出る	「御用留」I0038-01262
7	1851	(嘉永4) 1月11日	南山中の本戸村人、種痘療治を受たき旨を願い出、林雲溪・土田玄意(竜湾) 兩人へ彼地へ罷越し療治致すよう仰付らる(19日林雲溪、本戸村へ種痘療治届、22日帰着)、25日土田玄意、黒当戸村へ種痘療治届(26日出発、晦日(30日)帰着)	「御用留」I0038-01259
8	1851	(嘉永4) 2月6日	土田玄意、西方筋へ種痘のため7日昼出立の届(3月3日帰着)	「御用留」I0038-01259
9	1851	(嘉永4) 2月25日	旧冬から南山中で天然痘が流行し、昨夏に種痘を施術した5・7人が安全を保ったので、疑心一時に打破し、1月25日村役から代官所へ願い出て約100人に施術を行った	中村岱佐・林雲溪書状『白神記-白神用往来留』
10	1851	(嘉永4) 2月27日	林雲溪、西方表へ種痘のため来29日昼立の届、人足4人を差し出してくれるよう依頼(3月16日帰着)	「御用留」I0038-01259
11	1851	(嘉永4) 春	土田竜湾・林雲溪・中村岱佐が毎月交代で私宅で種痘を実施していたが、利忠から以前下された手許金をもとに施術所を一番町に仮設し、種痘事業を拡大した	「柳陰紀事」「大野市史」史料総括編
12	1851	(嘉永4) 11月8日	城下町々で天然痘未罹患者の名前の書付を差し出させ、総数378名余であった	「学事衛生ニ関スル綴」「大野市史」藩政史料編2
13	1851	(嘉永4) 11月11日	種痘の義、以来は施薬に成下さる、天然痘に罹っていない者はすべて林雲溪・土田玄意へ申込み、種痘致すべく候(本文引用参照)	「御用留」I0038-01259
14	1851	(嘉永4) 11月	(嘉永3) 11月に至り再び福井から種を求めたが、また絶えたことを御聴になり残念に思召され、いまだ瘡瘡致さぬ子どもの調査と右三人の医師へ施行療治を仰付られた(本文引用参照)	安川與左衛門家文書『福井県史』資料編7
15	1852	(嘉永5) 3月10日	林雲溪、医術の師匠である広瀬元恭、緒方洪庵方へ質問と要用の医本調達のため、30日の暇願(13日出立、28日帰着)	「御用留」I0038-01260
16	1852	(嘉永5) 4月28日	種痘は去秋より施行療治とされたが、今もって療治願人が少ないので、当役(月番町年寄加藤九左衛門)の慮限をもって申聞かす事にした、明29日より5人宛程町順押に種痘致さすべく段申聞かせた	斎藤寿々子家文書『大野市史』用留編、「学事衛生ニ関スル綴」「大野市史」藩政史料編2
17	1852	(嘉永5) 6月6日	福井表で種痘後に天然痘に感染し医師が御咎を受けたとの風聞あり、林雲溪が聞きただしたところ虚説であり笠原良策からの返書もあった	斎藤寿々子『大野市史』用留編
18	1852	(嘉永5) 7月26日	下若生子村で天然痘が流行し種痘療治を受たい旨(村役人から)御代官役所へ願出たので、療治に罷越すよう林雲溪へ相届く	「御用留」I0038-01260

19	1852	(嘉永5) 10月10日	滝波元章、明日(11日)大納村へ種痘へ罷越す届	「御用留」I0038-01260
20	1853	(嘉永6) 1月27日	笠原良策、福井城下で製作された種痘針一柄を中村・林に贈る	『白神記-白神用往来留』
21	1853	(嘉永6) 12月15日	林雲溪・土田竜湾、蘭書翻訳骨折太儀(金200疋ずつ)	「御用留」I0038-01261
22	1854	(安政1) 1月16日	種痘施薬の儀格別物入に付 施薬之儀、昨年切にて中止 、もっとも種痘を中止することはない(本文引用参照)	「学事衛生ニ関スル綴」『大野市史』藩政史料編2
23	1854	(安政1) 1月26日	渡辺順八郎、種痘館御用懸に仰付らる	「御用留」I0038-01264
24	1854	(安政1) 4月28日	「種痘之儀追々御世話被為在候ニ付而者、以来種痘を被仰付候間、一統申合 種痘日毎罷出 、林雲溪・土田龍湾申談御趣意行届候様可申候 御医師一統江 」	「御用留」I0038-01264
25	1854	(安政1) 4月28日	「特別ノ仁慈ヲ以テ先年来既ニ之ヲ施行ノ上ハ、(中略)公ノ心慮ヲ悩マサル、実ニ歎ナカラストス、(中略)自今幼児タルモノ必ス種痘セサルヲ得サラシムルヲ以テ、(中略)若シ猶ホ命ニ方フモノアルトキハ、嚴重ノ懲罰ヲ加フルカ故ニ、一同誤認スルコト勿レ」	「柳陰紀事」『大野市史』史料総括篇
26	1854	(安政1) 5月3・7・9日	困窮に付種痘施薬願 田中幸之助・島田久米三郎・林喜三郎・中間庄左衛門・同与作・鈴木庄七・蒲生五助	「御用留」I0038-01264
27	1854	(安政1) 5月18日	滝波与右衛門、種痘館建立の入用手伝として90両献上、褒美として倅宗元を無格小算並取扱成し下さる	「御用留」I0038-01264
28	1854	(安政1) 5月24日	滝波元章、明日立にて面谷へ種痘へ罷越す届(28日夜帰着)	「御用留」I0038-01264
29	1854	(安政1) 6月2日	土田竜湾、今日立にて面谷へ種痘に罷越す届(6日帰着)	「御用留」I0038-01264
30	1854	(安政1) 9月14日	中村岱佐、明後日長崎表へ出立届(帰着日不明)	「御用留」I0038-01264
31	1854	(安政1) 10月29日	土田竜湾、蘭学世話役仰付らる(12月15日褒賞、金100疋)	「御用留」I0038-01264
32	1855	(安政2) 1月11日	土田竜湾、家業・蘭学出精に付格式大小姓並と成下さる	「御用留」I0038-01265
33	1855	(安政2) 4月11日	二番下町七藏、子ども兩人天然痘に罹りひとり死失、種痘等閑に付戸締め申付ける	斎藤寿々子家文書『大野市史』用留編
34	1855	(安政2) 4月11日	二番下町孫助、種痘等閑、心得方不埒至極に付戸締め申付ける	「御用留」I0038-01265
35	1855	(安政2) 4月18日	滝波元章、遠在へ種痘のため朱印拝見に不参	「御用留」I0038-01265
36	1855	(安政2) 7月12日	在国の藩医、長岡柳宅・平泉養徳・林雲溪・高井玄俊・篠島道忠・土田竜湾・中井玄仙・滝波元章・笹島清庵(13日着城、泊り1人ずつ)	「御用留」I0038-01265
37	1855	(安政2) 7月22日	中村岱佐、格式御供小姓格、内用に付長崎へ差出さる(7月29日出立、10月27日帰着)	「御用留」I0038-01265
38	1855	(安政2) 8月8日	町々に種痘を致さぬ子どもがいる、以後種痘を等閑にしその筋へ申し出ない者は、本人はもちろん町役も急度嚴重の御咎めを仰付られるので、いよいよ吟味致し家別に催促し、早速その筋へ申出るべく	斎藤寿々子家文書『大野市史』用留編
39	1855	(安政2) 8月20日	林雲溪、家督相続70石	「御用留」I0038-01265
40	1855	(安政2) 10月18日	藩主利忠、手元に置いていた蘭書類を明倫館へ下げ渡す	「御用留」I0038-01265
41	1855	(安政2) 11月4日	林雲溪・中村岱佐、蘭学世話役に仰付らる(12/13御番を免ぜられて「蘭学修行専相励可申候」、1856.1/21滝波元章御番御免)	「御用留」I0038-01265
42	1855	(安政2) 12月9日	伊藤慎蔵、内山隆佐同道にて着、柳町明屋敷へ止宿(10日登城)	「御用留」I0038-01265
43	1856	(安政3) 3月23日	伊藤慎蔵(2/26 100石)、大聖寺家中渡辺八百助へ蘭学の儀に付罷越たく出入10日暇願(3/25内山介輔と出立、4/5帰着)	「御用留」I0038-01266
44	1856	(安政3) 3月25日	大野藩の部隊、西方浦(丹生郡大樟浦)を出帆し蝦夷に向かう(4/1松前、4/4箱館着)	『福井県史』年表

45	1856	(安政3) 5月16日	松川忠作・青山良平、種痘館草創以来出精、谷々回在等により一代帯刀御免ならる(本文引用参照)	「御用留」I0038-01266
46	1856	(安政3) 5月16日	大島南溪、種痘館草創以来出精、谷々回在等、その上産医功者に出来、御目見医師仰付られ一代帯刀高足御免ならる(本文引用参照)	「御用留」I0038-01266
47	1856	(安政3) 6月晦日	伊藤慎蔵方へ大坂師匠緒方洪庵俵兩人(緒方平三・四郎)罷越、当分学問修行致したく届	「御用留」I0038-01266
48	1856	(安政3) 8月22日	中村岱佐、昨日種痘館へ引移候段届	「御用留」I0038-01266
49	1856	(安政3) 10月21日	林雲溪、ゴロウトウウエランド一部献上(12/1 取扱金として20両下賜、50両拝借)	「御用留」I0038-01266
50	1856	(安政3) 10月21日	種痘初日に出るのは宜しいが、「中之日」に出るよう申渡しているにも拘らず等閑、心得違に付日には急度罷出るよう嚴重仰渡	安達博通家文書『大野市史』用留編
51	1856	(安政3) 12月28日	渡辺順八郎、金1000疋を種痘館へ献上	「御用留」I0038-01266
52	1857	(安政4) 2月11日	滝波元章、蘭学・医業修行として緒方洪庵へ相たより3か年の暇願	「御用留」I0038-00882
53	1857	(安政4) 閏5月11日	林雲溪、種痘に付西方・府中まで出入10日の暇願(閏5/16帰郷)	「御用留」I0038-00882
54	1857	(安政4) 閏5月15日	西方領織田村に種痘館の別館開館、林雲溪が福井の笠原良策のもとを訪ね不調法を謝罪、別館で小山養寿に種痘をさせることを申伝えた、笠原は同月、大野別館開館の件を府中の斎藤策順、鯖江藩の土屋得所へ通知	『白神記-白神用往来留』
55	1857	(安政4) 8月19日	種痘の義、これまで「丸薬」で行ってきたが以後「丸薬」を止め施料に成下されるので左様心得るようとの書付が読まれた(本文引用参照)	斎藤寿々子家文書『大野市史』用留編
56	1857	(安政4) 10月7日	中村岱佐へ、江戸表で英吉利文典用立に付金200疋を下される	「御用留」I0038-00882
57	1857	(安政4) 10月16日	中村岱佐、医術追々上達格別御間に合い殊に昨今兩年共箱館へ罷越種々骨折心配の筋太儀至極に付、大小姓格・宛行金10両高成下さる	「御用留」I0038-00882
58	1857	(安政4) 11月18日	高井玄俊・土田竜湾、医学館建立に付世話役仰付らる	「御用留」I0038-00882
59	1857	(安政4) 12月	今度病院建立、来正月三日より御開ニ相成候(本文引用参照)	安川與左衛門家文書『福井県史』資料編7
60	1857	(安政4) 12月16日	林雲溪・笹島道忠・中村岱佐・中井玄仙、医学館世話役仰付らる 松浦左次馬、渡辺順八郎・笹島左衛門、医学館御用懸り仰付らる	「御用留」I0038-00882
61	1857	(安政4) 12月17日	内山七郎右衛門、種痘館草創以来、厚志を用い幹事方取扱行届(中略)御満足思召候、渡辺順八郎、同上御満悦思召候(羽織下賜)	「御用留」I0038-00882
62	1857	(安政4) 12月17日	林雲溪・土田龍湾・中村岱佐、年来種痘之義に付厚心を用い自己の入費を厭わず諸方懸合に及び(中略)御満悦思召候(羽織下賜)	「御用留」I0038-00882
63	1857	(安政4) 12月24日	内山七郎右衛門、病院御用懸仰付らる、野尻藤四郎、病院下調役兼勤仰付らる、吉村儀三郎、病院下調役退切兼勤仰付らる	「御用留」I0038-00882
64	1857	(安政4) 冬	一番町上大手見付に済生病院(済生館)が新設	『大野市史』通史編上
65	1858	(安政5) 2月6日	中村岱佐、匙医仰付らる	「御用留」I0038-00883
66	1858	(安政5) 2月	病院療治の薬代は、なるたけ病家のためになるよう取計らい、謝礼は銘々の志次第で病院へ差出すこと、施薬は不慮の故障・災難等で無拠困窮に迫り致し方ない者が願ひ出た分は聞届ける	「学事衛生ニ関スル綴」『大野市史』藩政史料編2

67	1858	(安政5) 3月	7・8ヶ年程の間に4万石の領地で人数が2千人も増えたとのこと、当藩主の御仁恵の余り昨冬より病院目論にて(中略)朝5ツより昼迄病院へ詰、上下の差別無なく療養を加え、有がたき御仁恵の旨仰出さる、則困窮之者へは 施薬 にて療治なし下さるべく旨仰下さる	野尻源右衛門家文書「大野市史」用留編
68	1858	(安政5) 4月16日	所々役方にて保管していた以下の薬を当年病院へ引渡 キナ塩 目方入物共59匁1分、熊胆 目方15匁、一角 正目方 8分	「御用留」I0038-00883
69	1858	(安政5) 5月16日	中村岱佐、病院薬種に付出坂、大儀に思召候(金500疋)	「御用留」I0038-00883
70	1858	(安政5) 6月16日	病院普請成就に付、来る18日より種痘館へ御移り相成候段被仰渡、町々へ相触申候	「学事衛生ニ関スル綴」『大野市史』藩政史料編2
71	1858	(安政5) 9月16日	流行疾に付売薬差留	「御用留」I0038-00883
72	1858	(安政5) 9月	この度流行のコロナ病は極難病にて(中略)この節世上にて売捌薬または方書等数多あり、その内には甚だ紛らわしき物もあるやに聞く(中略)村々にてもし病開いたし候えば、早々病院へ申出るよう仰出さる	野尻源右衛門家文書「大野市史」用留編
73	1858	(安政5) 9月27日	大野丸、敦賀に入津し拝見罷出たく届(岡田求馬・小形元助ほか)	「御用留」I0038-00883
74	1859	(安政6) 3月21日	元章改 滝波章介、恭庵改 伊丹恭佐	「御用留」I0038-00884
75	1859	(安政6) 7月	この度病院取立に付き(中略)万一等閑に致し置候はば、役筋の越度たるべき旨(中略)、かつまた去秋種痘改正(触書不明)に付仰出され候御主意も今もって論し方行届かず、別して羽生谷、平地在方の内には甚だ心得違致し居る村人もある趣(後略)	鈴木善左衛門家文書「大野市史」用留編
76	1859	(安政6) 8月	コロナ流行に付素人心得るべき法を示す、もしこの症状を催した時には、早速寝床に入り、飲食を慎み惣身を温め、今般病院で製した回天散を用いるべし(中略)、右は山中海辺の医者から手遠いところでの応急手当法を記すものである	宮沢由左衛門家文書「大野市史」用留編
77	1859	(安政6) 8月	昨年も流行いたし候ころりという悪病気が町方御家中にある故、大野町病院より一包代2分5厘にて薬出すので、当方にて買求手前に相用い、その余村小前へも施遣候	野尻源右衛門家文書「諸用留」I0075-00021
78	1859	(安政6) 9月27日	西方領にてこの節天然痘少々流行、種痘成し下さる様願出候間、医師1人出張仰付らる、以来50歳以上の者は遠方の出張を御免成らる	「御用留」I0038-00884
79	1859	(安政6) 10月11日	林雲溪、明日出立にて西方表へ種痘、人足5人差出してくる候様申聞(10/24帰着)	「御用留」I0038-00884
80	1859	(安政6) 10月26日	土田竜湾、西方表へ今夕立にて種痘に罷出候旨届(11/9帰着)	「御用留」I0038-00884
81	1860	(万延元) 1月11日	高井玄俊・土田竜湾、病院惣督被仰付候	「御用留」I0038-00885
82	1860	(万延元) 1月11日	野尻藤四郎、主役繁勤の所病院御草創来厚く心配致し御用筋間を合骨折太義に付、格式徒目付格成下され宛行並の通下さる、御勝手方	「御用留」I0038-00885
83	1860	(万延元) 2月1日	末子滝波鑓太郎、病院で種痘し8日植えなおし、15日相済む、謝礼7匁	「諸用留」野尻源右衛門家文書 I0075-00022
84	1860	(万延元) 2月16日	勝山表で解剖あり、修行のために出入4日暇願(伊藤慎蔵・滝波章介・篠島清庵・伊丹恭佐・平泉泰蔵、2/17伊藤帰り、2/19残り4名帰り)	「御用留」I0038-00885
85	1860	(万延元) 3月2日	滝波章介、医術修行に江戸表へ差出す、名医へ相たより専ら修行致すべく候(同年10月、病気のため修行御免)	「御用留」I0038-00885

86	1860	(万延元) 4月16日	松田庄右衛門、種痘館趣法替に付世話方御免、先年種痘館へ複数回献金等奇特至極(褒美として並の高足・提灯に御合印成られ御免) 宮広又吉、種痘館趣法替に付世話方御免、これまで草創より普請等にも骨折、精勤大儀(褒美として席2人昇進)	布川博雄家文書『大野市史』用留編
87	1860	(万延元) 6月21日	天然痘患者への見舞に未種痘の小児を連れ参る儀、堅く無用たるべき事、天然痘致し候はば早々届け出るべく候	布川博雄家文書『大野市史』用留編
88	1860	(万延元) 7月11日	島田留吉、病院御草創以来抜群精勤、格別間に合い候に付、格式足軽格被成し下され、宛行並の通り下さる	「御用留」I0038-00885
89	1860	(万延元) 7月11日	南部良伯、種痘出精相勤、別して当春以来他領種痘人数多の所、一際骨折奇特の事(褒美として一代切帯刀御免)	斎藤寿々子家文書『大野市史』用留編
90	1860	(万延元) 10月6-8日	町方天然痘患者多数、罹患者は早々訴え出るべく、かさぶたのある内は世間へ出申まじく候、穢多・古四郎ども種痘前の子どもがあれば種痘を成し下さるので、その積り心得候様、種痘場所は追って申し渡す、疱瘡前の子どもの天然痘患者宅への立入り禁止	布川博雄家文書『大野市史』用留編
91	1860	(万延元) 11月3日	二ノ上八内倅、閏3月種痘候処天然痘に感染、三番町前川屋吉右衛門子ども、七間町京屋孫右衛門借家樽屋理兵衛子ども、壱ノ下鈴屋清左衛門弟、天然痘仕り候段届	斎藤寿々子家文書『大野市史』用留編
92	1860	(万延元) 12月2日	中村岱佐、蝦夷地開墾発端より厚く心を用い彼地へ度々罷越不容易功劳も有之、格式医師格成下さる	「御用留」I0038-00885
93	1860	(万延元) 12月20日	(七男) 鐘太郎、馬平風という病にて25日死去	「諸用留」野尻源右衛門家文書 I0075-00022
94	1861	(文久元) 1月15日	中村岱佐、病氣追々差重、倅祐五郎跡目願(同日死去)	「御用留」I0038-00886
95	1861	(文久元) 3月1日	松川忠作、年来種痘出精致し、かつ病院御草創の砌より製薬等勞煩を厭わず手伝等いたし奇特至極の事に候(扶持方1人口)	「御用留」I0038-00886
96	1861	(文久元) 6月6日	大野町人別惣家数6547人・856軒中医師6軒、病院1軒	斎藤寿々子家文書『大野市史』用留編
97	1861	(文久元) 6月17日	佐開村庄屋四郎左衛門、種痘差日申渡し置候処、即日になり5人共不快、畢竟等閑に心得候ゆえの義、不埒至極に候(遠慮)	「御用留」I0038-00886
98	1861	(文久元) 6月26日	久保喜右衛門、海防方へ小銃4挺、病院へ薬種類献上致し奇特の事(尾崎藤右衛門次席)	「御用留」I0038-00886
99	1862	(文久2) 1月11日	松川忠作、医業出精かつ種痘館へ罷出間に合候に付半人口加増(1人半口)、青山良平・南部良伯・大島南溪、同断(扶持方1人口)	「御用留」I0038-00887
100	1862	(文久2) 8月15日	麻疹流行に付江戸表より御ヶ条仰せ越さる、なお又病院で書加えた養生書を差出してきたので相達すべきである	「御用留」I0038-00887
101	1862	(文久2) 8月16日	麻疹流行に付諸書付留	野尻源右衛門家文書・斎藤寿々子家文書『大野市史』用留編
102	1862	(文久2) 閏8月11日	皿谷村弥左衛門、種痘館より相達候儀如何の取斗致候趣相聞、右毎度厳しく仰出さる義不埒至極の事(遠慮)、中村庄屋甚兵衛右同断(叱り)、所谷村与兵衛右同断(叱り)、皿谷村市左衛門、種痘館へ庄屋代として罷出不束之儀申述候趣相聞、不埒の事(急度叱り)	「御用留」I0038-00887
103	1862	(文久2) 9月21日	尾永見村道場、みだりに療治売薬いたし候趣、あまつさえ病院医師治療方の義批謗いたし候趣、不埒至極の事(遠慮)	「御用留」I0038-00887
104	1862	(文久2) 10月1日	橘俊斎、治療方の儀に付不実の次第も有之、病院御医師中より再応心添および候得共、兎角承伏致さず不埒至極の事(遠慮)	「御用留」I0038-00887

105	1862	(文久2) 12月11日	大島南溪、内々厚志の筋かつ産科術出精奇特（無格徒士並取扱）	「御用留」I0038-00887
106	1863	(文久3) 1月11日	高井玄俊・林雲溪・笹島道忠・中井玄仙・笹島清庵・滝波章介、昨年来麻疹流行に付、不容易昼夜の心労太儀（金1000疋宛）	「御用留」I0038-00887
107	1863	(文久3) 6月6日	川端左右造、年来内用筋深く相働候に付出格の儀をもって、無格徒士並の取扱、病院下調役仰付らる	「御用留」I0038-00888
108	1863	(文久3) 11月12日	滝波章介死去	「御用留」I0038-00888
109	1864	(元治1) 3月22日	病院御用掛り渡辺順八郎へ、西方領医師小山養寿が病気で種痘に差支があるので、病院御医師のうち1人を織田役所まで来る25日までに差遣され候趣達	「御用留」I0038-00889
110	1864	(元治1) 3月24日	大島南溪、西方へ種痘のため今昼立にて罷越候旨届	「御用留」I0038-00889
111	1865	(慶応1) 1月11日	「口達 此節天然痘流行致候趣相聞候、右病症相煩候者有之候ハ、軽重之症ニ不限病院へ急度可申出候、若軽症与相心得等閑ニ致置候者於有之ハ御沙汰可有之候」	「御用留」I0038-00890
112	1865	(慶応1) 1月26日	種痘致候に付今日見合 西郷文順	「御用留」I0038-00890
113	1865	(慶応1) 5月21日	鷹見文左衛門、先年来種痘については厚く仰出され候上は心得方もあるべく所、御趣意等閑不埒至極の事（差扣）	「御用留」I0038-00890
114	1865	(慶応1) 10月1日	川端左右造、若年より医術相心懸け、京都表へも修行致し候趣、無拠病家より相頼まれ候節は治療相施候義御免、但病院下調役御免	「御用留」I0038-00890
115	1866	(慶応2) 12月6日	尾永見村道場、平日心得宜からず毎度御答仰付られ候得共、今もって改心致さず、この頃他所不定の僧留置人寄致し、差留候処相用いず横行の所業、上を恐れざる心得方不埒至極の事（村払）	「御用留」I0038-00891
116	1867	(慶応3) 1月15日	大島南溪、産科出精に付出格の儀をもって小算格取扱成下さる	「御用留」I0038-00892
117	1867	(慶応3) 1月15日	酒井溪斎・大月類庵、種痘に付てより数年、病院ならびに遠在へも度々に差出され間ニ合候に付、出格之義をもって自今御目見医師成下さる	「御用留」I0038-00892
118	1867	(慶応3) 3月26日	笹島清庵・滝波宗元、種痘に付御着城之節登城不参届、松田太次兵衛（文久元、病院下調役）同様不参	「御用留」I0038-00892
119	1867	(慶応3) 10月17日	大島南溪、亡父五太夫家跡として別格の思召をもって、格式小算格に成下さる、宛行並の通り	「御用留」I0038-00892
120	1868	(慶応4) 5月6日	高井玄俊・林雲溪・笹島道忠・蒲生元礼・平泉泰造・中井玄仙・森田宗英・笹島清庵・滝波宗元、1人ずつ奥へ泊り番仰付らる	「御用留」I0038-00893
121	1868	(慶応4) 12月3日	大殿（土井利忠）様死去（大寿院）	「御用留」I0038-00893
122	1870	(明治3) 11月26日	職制 病院掛 史生（松田太次兵衛） 院内一切の算計を司る	『大野市史』藩政史料編2

注

- 1) 「種痘一件記」土屋得所家文書 (F0062-00025福井県文書館資料群番号-資料番号、以下同様)。
- 2) 丸岡藩の藤田斉民に対しては、1850年(嘉永3)1月に笠原良策が金沢、金津、勝山、大野へ分苗の案内を送った際に書状で連絡したが、藤田は父の病気を理由に応じなかった(笠原白翁『白神記-白神用往來留』1997年(以下注では『白神記』と略記)、p.57)。土屋得所の口上書からは、安政期には一転して種痘を奨励していたと考えられるが、その実態はほとんどわからない。
- 3) 「保田村種痘企一件稿」土屋得所家文書F0062-00045。
- 4) 「柳陰紀事」上『大野市史』6 史料総括編、1985年、p.364。
- 5) 吉田拙蔵の主な事績と略年譜は、柳沢美美子「学区取締吉田拙蔵の「静斎日誌」-福井県大野郡下の学期制小学校の創設過程-」『福井県文書館研究紀要』9、2012年参照。
- 6) 「柳陰紀事」上『大野市史』6 史料総括編、1985年、pp.376-377。
- 7) 『白神記』。
- 8) 1852年(嘉永5)4月28日条「御用記」(斎藤寿々子家文書)の申渡のことを指す。本文でも検討するが、この時点では城下周辺の村々への割当は含まれていない(『大野市史』9 用留編、1995年、p.734)。
- 9) 「柳陰紀事」上『大野市史』6 史料総括編(1985年)p.383下段の論達を岩治は「強制種痘を命じた」ものとした。
- 10) 岩治勇一『補訂大野藩の洋学』1984年。ここで岩治はほとんど典拠を示していないが、福井県下でも最も豊富に残っているとされる大野市内の町方・村方用留の中から選択・抄録した『大野市史』9 用留編(1995年)や『福井県史』資料編7(1992年)によって、次のように典拠を確認することができる。「種痘等閑二付戸締メ申渡」(『大野市史』9 用留編、1995年、p.782)、「済生病院開設二付達」(安川與左衛門家文書『福井県史』資料編7、1992年、pp.459-461)、「天然痘病人見舞等差留触」(『大野市史』同上、p.834)。また南部良伯とともに病院開館後に種痘に尽力した町医については、おそらく『大野町史』(第5集)に依拠したと考えられる。
- 11) 鑑定は種痘後の発痘の形状や結痂までの経緯を観察して免疫ができたかを診断することを指す。
- 12) Maren Ehlers, *Give and Take: Poverty and the Status Order in Early Modern Japan*, Harvard University Press, 2018. 第6章「報恩を通じた成長」で大野藩の種痘を扱っている。仁恵と強制を織り交ぜた種痘の推進については、p.256。この章では、明治維新後の衛生・種痘行政へ連続する側面として、廃藩後いったん途絶えた病院の活動や種痘事業が、1875年(明治8)の前藩主と思われる人物の寄付を原資にして引き継がれ、明治10年代に大野公立病院として再開した過程も分析している。なお、著者自らが上記の著書の概要を紹介したものにマールン・エーラス「近世大野藩における貧困と救済」『部落問題研究』(221、2017年5月、pp.47-65)がある。
また越前国内の種痘を主題とした以下のWebページでは、種痘の知識と痘苗の円滑な共有のために、既存の地域性や専門家と社会のネットワークが再考されねばならなかったこと、これらの改編は江戸時代の分断され、区画化された社会構造のもとで築かれねばならず、またそのことに挑戦するものであったとしている。Maren Ehlers, *Bodies, Society, and Smallpox Vaccinations in Echizen Province, Bodies and Structures 2.0: Deep-Mapping Modern East Asian History* by David Ambaras and Kate McDonald, <https://scalar.chass.ncsu.edu/bodies-and-structures-2/landing-page> (参照2023.12.15)。
- 13) 福井藩、鯖江藩の種痘の展開については、以下の拙稿参照。柳沢美美子「福井藩における藩営除痘館の開設とその運営」『福井県文書館研究紀要』16、2019年、pp.47-70、同「福井からの痘苗の伝播と鯖江藩の種痘」『福井県文書館研究紀要』17、2020年、pp.53-71、同「藩医土屋家文書から見た鯖江藩の種痘-医業者統制・種痘掛り・出張種痘-」『福井県文書館研究紀要』18、2021年、pp.63-76、同「福井藩・鯖江藩の種痘と村部への出張種痘」青木歳幸、W・ミヒエル編『天然痘との闘いⅢ 中部日本の種痘』2022年、pp.93-120。
- 14) 廣川和花、書評:青木歳幸、W・ミヒエル編『天然痘との闘いⅢ 中部日本の種痘』『日本医史学雑誌』69-3、2023年9月、pp.350-351。
- 15) 大野藩庁の用留を含む越前大野土井家文書I0038は、福井県文書館において複製で閲覧できる。
- 16) 8月11日付の林雲溪による届で「御用留」越前大野土井家文書I0038-01262による。1850年(嘉永3)7月末ご

- ろには痘苗が途絶えていたことは、「種痘奨励ニ付触書」（安川與左衛門家文書『福井県史』資料編7、1992年）で述べられ、9月半ばには笠原のもとにも風聞としても伝わっていた（『白神記』p.129）。
- 17) 中村岱佐・林雲溪からの1851年（嘉永4）2月25日付書状では、前年夏に施術した「五・七人」が安全を保ったことで人々の疑心が一時に打破されたとある（『白神記』p.145）。なお「種痘奨励ニ付触書」（安川與左衛門家文書『福井県史』資料編7、1992年）では、「三・四人」とされている。
 - 18) 「適塾姓名録」『緒方洪庵全集』5、2022年、p.540。
 - 19) 地域蘭学者門人帳人名データベース（国立歴史民俗博物館）https://www.rekihaku.ac.jp/up-cgi/login.pl?p=param/rung/db_param（参照2023.12.15）。
 - 20) 1854年（安政元）1月25日、「御用留」越前大野土井家文書 I0038-01264による。
 - 21) 鯖江藩が種痘を開始するにあたっては、隣接地域で活動する福井・府中の種痘社中が競合して絶苗しないよう、相互に連絡し承諾の上で分苗することで合意していた（柳沢美美子「藩医土屋家文書から見た鯖江藩の種痘－医業者統制・種痘掛り・出張種痘－」『福井県文書館研究紀要』18、2021年）。
 - 22) 「適塾姓名録」『緒方洪庵全集』5、2022年、p.541。
 - 23) 福田源三郎『越前人物志』中、1910年、pp.384-386。
 - 24) 地域蘭学者門人帳人名データベース（国立歴史民俗博物館）。
 - 25) 地域蘭学者門人帳人名データベース（国立歴史民俗博物館）。
 - 26) 「御用留」越前大野土井家文書 I0038-01265。中村岱助は、前年の1854年（安政元）にも長崎へ行っているが、帰着日不明（表-30）。
 - 27) 『福井県大野郡誌』下、復刻版1985年、pp.641-642。
 - 28) 滝波元章（章介）の適塾入門は1857年（安政4）3月13日である。地域蘭学者門人帳人名データベース（国立歴史民俗博物館）。なお、滝波の末期養子として1866年（慶応2）1月になって親類から願が出され、福井藩医馬淵竜衛（玄仙）の弟玄輝が跡を継ぎ、福井藩の岩佐玄珪のもとで修行した。
 - 29) 大島南溪は、その後、1867年（慶応3）1月には小算格取扱となり、同10月に父五太夫（藩医ではない）の家跡を継いで小算格の藩士となった（表-116・119）。
 - 30) 1844年（弘化元）12月の藩からの御頼金上納申渡に対して、松田庄右衛門は35両、宮広又吉は25両を上納していた（『大野市史』9 用留編、1995年、p.654）。
 - 31) 野尻藤四郎は、1838年（天保9）に坊主見習として召出され、43年に父文七の跡目を継ぎ徒士並となった（「土井家家臣由緒書（抜粋）」『大野市史』4 藩政史料編1、1983年、p.914）。
 - 32) 「北蝦夷地開拓始末大概記」『大野市史』5 藩政史料編2、1984年、p.668。
 - 33) 『大野市史』4 藩政史料編1、1983年、p.1096。
 - 34) 川端左右造は、1865年（慶応元）9月「兼而嗜ニ付調業免許」となった（1869年「土井家分限帳（抜粋）」『大野市史』4 藩政史料編1、1983年、p.1096）。
 - 35) 『大野市史』15、通史編上、2019年、pp.966-974。
 - 36) 1855年（安政2）に眼病のため種痘担当から引退していた藩医平泉養徳は、57年に刊行された『颱風新話』の翻訳にあたって、図を写している（「御用留」越前大野土井家文書 I0038-01265・00882）。
 - 37) 父が厄年の42歳となる年に2歳になるという理由で、母方の滝波姓を名乗らせていた（「諸用留」野尻源右衛門家文書 I0075-00021）。
 - 38) 『白神記』p.200。
 - 39) 1855年（安政2）4月から7月の書状による。『白神記』pp.215-216、pp.218-219、pp.232-233。なお内藤道逸は、笠原良策から鯖江藩への伝苗の際に父貞庵とともに藩医雨宮玄仲・土屋得所と笠原の間を仲介していた。
 - 40) 1856年（安政3）6月晦日、鯖江藩医土屋得所が来訪して伝えた情報である（『白神記』p.236）。
 - 41) 『白神記』pp.238-239。
 - 42) 1881年（明治14）4月12日付福井県布令甲第25号に「大野郡大野六軒（間）町ニ福井病院大野分病院ヲ設置シ本月十二日ヨリ開院候」とあり、同年10月4日付甲第154号で分病院の名称が廃され、県立大野病院となった。こ

の時、分病院は福井県下では大野・坂井港・武生にあったが、それぞれ県立病院とされた。しかし、翌年6月17日付第19号で大野・武生・坂井・敦賀の4県立病院は、同月30日限り廃止されたため、大野町では有志が寄付金を募って公立大野病院を開院（82年11月23日）させた。その後福井県会は84年4月に公立病院補助金を廃止している（『福井県議会史』1、1971年、p.671）。この後の公立大野病院の存続については不明だが、88年（明治21）3月には県立福井病院出張所（大野七間町甲第91番地）が設置されており、この時期までに廃止されたと考えられる（笠松宗右衛門家文書 K0020-01118）。

- 43) Maren Ehlers, *Give and Take: Poverty and the Status Order in Early Modern Japan*, Harvard University Press, 2018, pp.280-292. 公立大野病院の費用を支出する町村数は、「明治十七年度公立大野病院費用支出予算議案」による（野尻喜平治家文書 I0076-00534）。大野郡全体では、町村制施行時に280大字（旧村）あり、このうち旧大野藩域は185か村であった。その中の120か村がこの段階の公立大野病院に参加していたことになる。病院から遠隔地になるほど賦課される戸数割の等級が下がり、山間部の上下穴馬・西谷地域37か村は含まれていなかった。明治前半の福井県下の公立病院の設置と統廃合については、『若越小誌』が概略を触れている（1909年、pp.380-381）。
- 44) 佐賀藩では、1851年（嘉永4）2月に試験により熟達したと判断できた者にだけに医学寮から免札（開業免許）を与えることとした（12月から実施）。持ち場を離れられない従来医からの不満もあり、翌年には開業実績のある医者には免札を認めるとしたが、54年には無試験での免札は40歳以上とされた（青木歳幸「江戸時代佐賀藩の医師免許制度」医学史と社会の対話 <https://igakushitosyakai.jp/article/post-1988/>（参照2023.12.15）、青木歳幸『佐賀藩の医学史』2019年）。
- 45) 病院とは関係なく、たとえば1851年（嘉永4）の鯖江藩市村の岡庄三郎の滞在（のちに大庄屋として鯖江藩の種痘に関わる）、52年（嘉永5）の丸岡藩医平木元岱・俊去の逗留などは確認できる。
- 46) 1862年（文久2）8月14日条「御用留」越前大野土井家文書 I0038-00886。
- 47) 注43)の「明治十七年度公立大野病院費用支出予算議案」では、城下19か町で2072戸、「平地」58か村では2688戸とあり、大野盆地の城下周辺の村々の戸数は城下を超える規模であったことがわかる。
- 48) この触書のいう「去秋種痘御改正」に該当する触書は不明である。
- 49) 「子供種痘館掛札江悪戯ニ付申渡」『大野市史』9 用留編、1995年、p.792。

